

居宅介護支援事業所バイオレット
利用契約書

社会福祉法人寿敬会



_____ (以下「契約者」という) と社会福祉法人 寿敬会 (以下「事業者」という) は、契約者が居宅介護支援事業所バイオレット (以下「事業所」という) から提供される居宅介護支援を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (居宅サービス計画の決定)

- 事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。
- 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

- 事業所は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。
- 一 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - 二 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。
 - 三 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条（居宅サービス計画の変更）

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第6条（介護保険施設への紹介）

事業所は、契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第7条（介護支援専門員の交替等）

- 1 事業所は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 2 契約者は、事業所が任命した介護支援専門介護員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業所の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。
但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。
- 2 前項の他、契約者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介

護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

第9条（利用料金の変更）

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者の記録作成・交付の義務）

- 1 事業所は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、提供日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 2 事業所は、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業所、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害や、実施した居宅介護支援に不法行為責任があった場合について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者または身元引受人、連帯保証人に故意又は過失、不法行為があったことが認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
- 3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない、或いは実施した居宅介護支援に不法行為責任がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合に

は、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者または身元引受人、連帯保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者または身元引受人、連帯保証人が、居宅介護支援の実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化、契約者の責任に起因する等、事業者の実施した居宅介護支援を原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者または身元引受人、連帯保証人が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第五章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供する居宅介護支援を利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三 契約者が介護保険施設等に入所した場合
- 四 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第14条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。
- 2 契約者は、事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即时に解約することができます。

第15条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業所もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施

しない場合

- 二 事業所もしくは介護支援専門員が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業所もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、不法行為、その他本契約を継続したい重大な事情が認められる場合

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者または身元引受人、その家族（内縁関係等を含む）が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。また、以下の事項に該当する事案が特に重大であると事業者が判断した場合には、即時に契約を解除することができます。

- 一 居宅介護支援の実施に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続したい事情を生じさせた場合
- 二 故意又は重大な過失により事業者及び事業所もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、不法行為等を行うことなどによって、本契約を継続したい事情を生じさせ、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難となった場合
- 三 職員へのハラスメント行為により、本契約を継続することが困難となった場合

第六章 その他

第17条（身元引受人）

- 1 契約者は、本契約締結時及び契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、本契約書における契約者の権利義務にかかる事務処理などについて、債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
- 2 事業者は、本契約が終了した後、権利義務にかかる事務処理などの債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡を受けた後1か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨を連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的な事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。

第18条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。

- 2 前項の負担は、極度額 30万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第19条（苦情処理）

事業所は、その提供した居宅介護支援に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第20条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 和歌山市平尾2番地1
事業者名 社会福祉法人 寿敬会
代表者氏名 理事長 中谷 剛 印

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者が署名出来ないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わって、その署名捺印を代行します。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印
(契約者との関係)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印
(契約者との関係)

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印
(契約者との関係)